

2 現況の把握及び課題

(1) 現況の把握

現況の把握として、「湯河原町都市景観形成基本計画」を補完しつつ、本計画における良好な景観形成を図る視点から現況の把握を行います。

① 湯河原町の景観特性

歴史からは、「相模風土記」や「万葉集」に詠まれた「古くから知られた温泉場」であったこと、交通機関の発達により「温泉場を中心とした市街地」が発展、「作家・芸術家たちとゆかりの宿」では文人墨客たちの足跡と温泉宿との関係などが取り上げられています。

地形からは、恵まれた「水(海と川)」、「みどり(山)」を身近に感じる、豊かで多様な景観を形成しています。

ア 可視領域から見た景観特性

ここでは、市街地と関連した自然的な景観として城山(土肥城趾)からの眺望(可視領域)を検討しました。

▼ 城山(土肥城趾)を基点とした可視領域

城山は、市街地から若干北西に入り込んでいるため、前面の湯河原駅周辺地区を望むことができます。駅下地区から中央の海辺へ向けた景観、そして吉浜地区方面は、丘陵地から海までを眺めることができます。

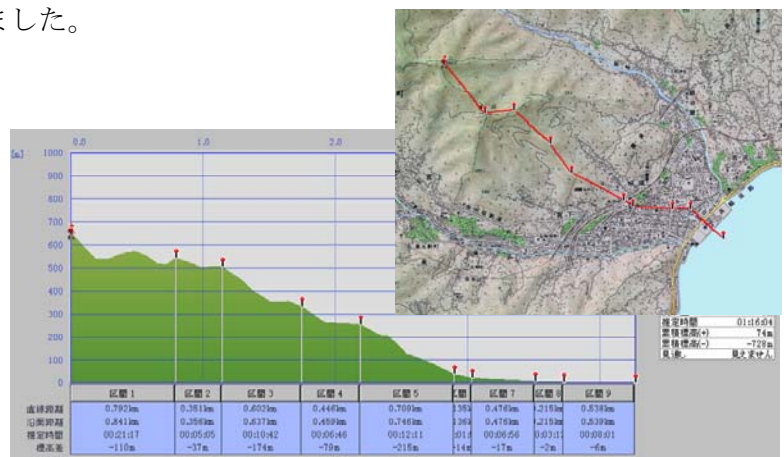


イ 断面構成の検討

本町の市街地の連続、海辺から市街地を経て山間地へと至る、特徴的な断面構成を抽出して、その景観構成を把握しました。

▼ 断面構成

城山～湯河原駅～中心市街地～海岸部に至る断面構成を見ると、海辺からなだらかに続く中心市街地が、湯河原駅前で立ち上がり、市街地の背景となる斜面緑地が、城山へと続いています。



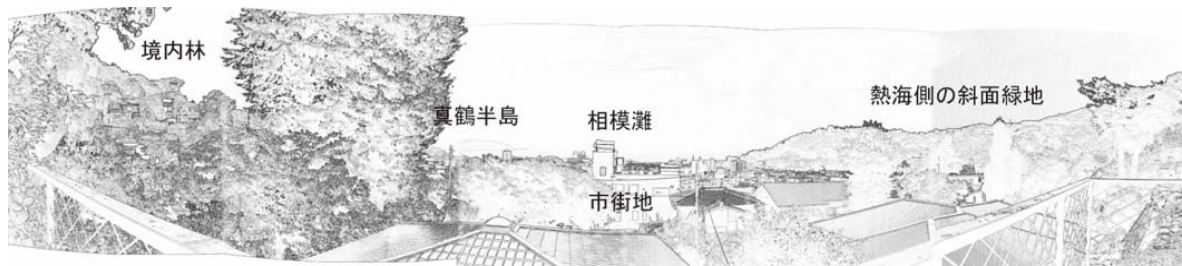
ウ 視点場からの景観シミュレーション

市街地の暮らしに身近な視点場となっている「城願寺」、「産土八幡神社^{うぶすな}」、「吉浜稲荷神社」からの眺望写真から景観を分析しました。

○ 城願寺

城願寺は、湯河原駅の後背の斜面に位置し、墓所の少し高いところからは手前の湯河原駅と駅下の市街地を見ることができます。相模灘を望む左手には真鶴半島の緑が、右手には熱海側の斜面緑地が眺望を縁取ります。境内の樹木と市街地が連続し、周辺の緑、海、空と相まって、見るものに身近な眺望景観を提供しています。

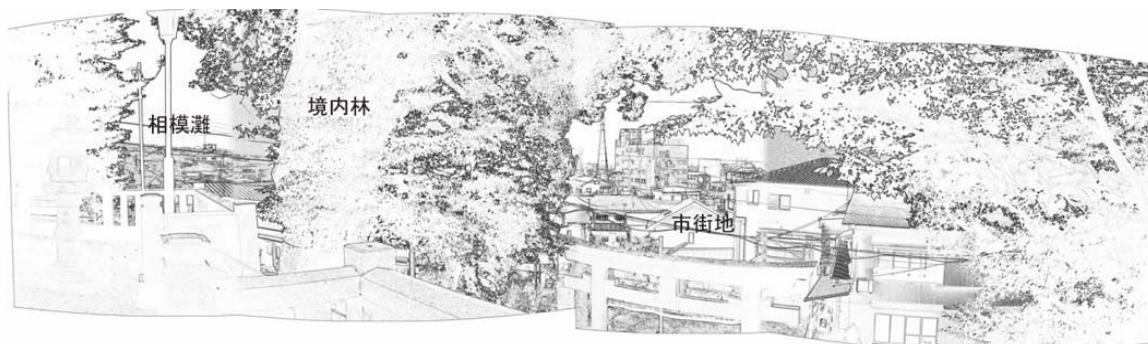
▼ 城願寺の境内から南東方向を望む



○ 産土八幡神社^{うぶすな}

産土八幡神社は、湯河原駅の東、JR 東海道本線の線路際にあり、市街地を小高いところから見下ろしています。境内は、市街地側から参道（石段）を登り、おおむね2階の屋根よりも、若干、高い位置にあり、建物の屋根の連なりの向こうに、わずかに相模灘が望めます。境内林が茂り、眺望景観に緑の枠組みを与えています。

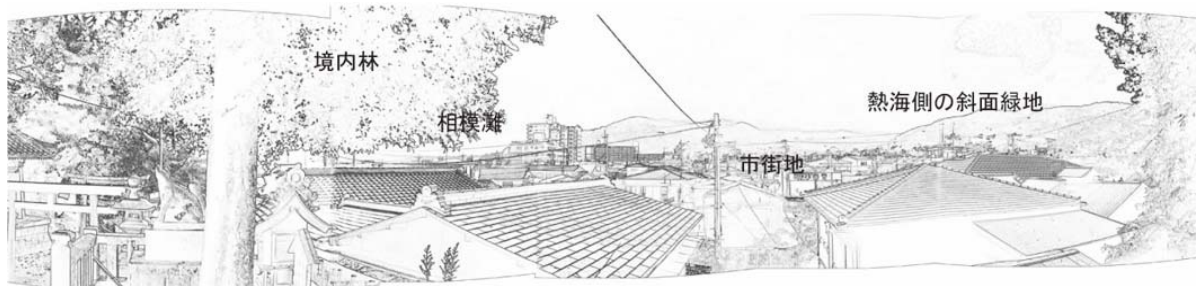
▼ 産土八幡神社の境内から南東方向を望む



○ 吉浜稲荷神社

吉浜稲荷神社は、新崎川の河口付近、吉浜地区側の斜面の登り際に位置しています。ここからは、左手に市街地の建物の向こうに相模灘が見え、中央から右手に熱海側の斜面緑地が市街地を縁取るように見えます。新崎川は直接見えませんが、相模灘に向かう建物の連なりで、その存在を意識させています。

▼ 吉浜稲荷神社から南方向を望む



② 湯河原の原風景（風景で見る湯河原の変遷）

本町は、温泉の湧き出るさまが万葉集にも詠われているというように、古来から「こごめの湯」又は、「小梅の湯」として知られ、湯治場として栄えてきました。その古来まで遡ることはできませんが、「湯河原町 町村合併 50 周年記念号誌」の中から、今に繋がる「湯河原の原風景」ともいえる町の姿をたどってみました。

・ 昭和 40 年代の温泉場

左手に並ぶ旅館の家並みが街道に沿った集落の面影を残しています。道に向かって、屋根の正面（妻側）が入り口となり、2階建ての屋根がリズムカルに連なり、旅館や店の看板の大きさや形に統一感があります。



・ 昭和 20 年代の門川

画面の上、吉浜から真鶴半島へと連なる稜線が景観を縁取り、吉浜の緑豊かな丘陵地が占めています。画面中央に、切妻や寄棟、木造平屋の門川の集落が見えます。右上に吉浜から続く湯河原海岸があり、門川の集落との間には松並木が連なり、防風林となっています。画面左手前には熱海側の斜面緑地と門川の集落の間に、千歳川に沿って細長く広がる水田があり、右手前には熱海側と思われる樹林が見えます。



・ 昭和 29 年頃の土肥

画面の上半分は城山（土肥城趾）の周辺から右手に連なる稜線と左手の奥に、温泉場の方へ連なる熱海側の稜線が重なり合っています。その豊かな緑の中に、家並みが点在しています。画面の下半分は水田で、中央を走る湯河原駅へと向かう道路の左手は耕地整理されている水田、右手は未だ整理されていない水田が広がっています。各家の集まりには海岸側に木が植えられ、海からの風よけとなっています。手前の海岸側に学校が見えます。



・ 昭和 15 年頃の吉浜

戦前の昭和 15 年頃の吉浜の写真です。左手に相模灘があり、中央の石積みの土手の上の熱海街道まで砂浜があり、真鶴側から熱海側まで細長く続いている様子がうかがえます。正面には千歳川に沿った熱海側の斜面緑地、右手には、吉浜地区の丘陵地の豊かな緑が画面の大半を覆っています。その中に、海に向かい、街道に沿った家並みが続いています。

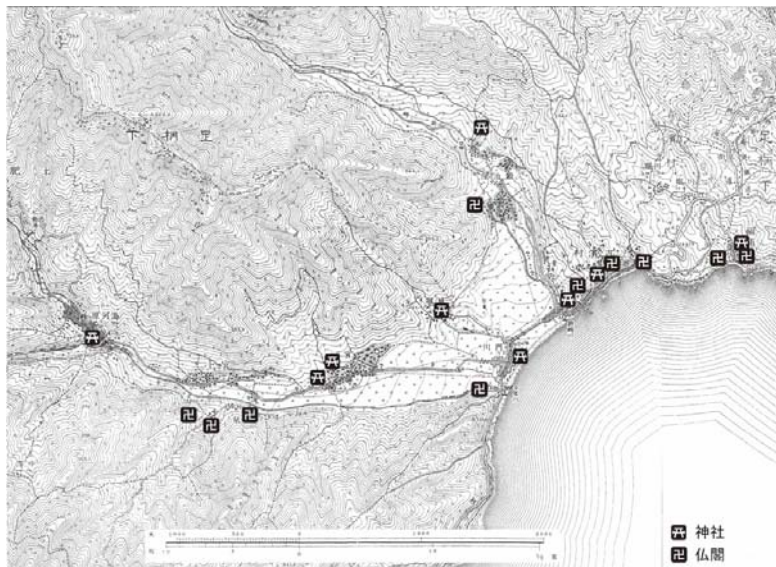


③ 地域構造の変遷

地域構造の変遷を大正 8 年、昭和 34 年と平成 14 年発行の地形図から把握しました。

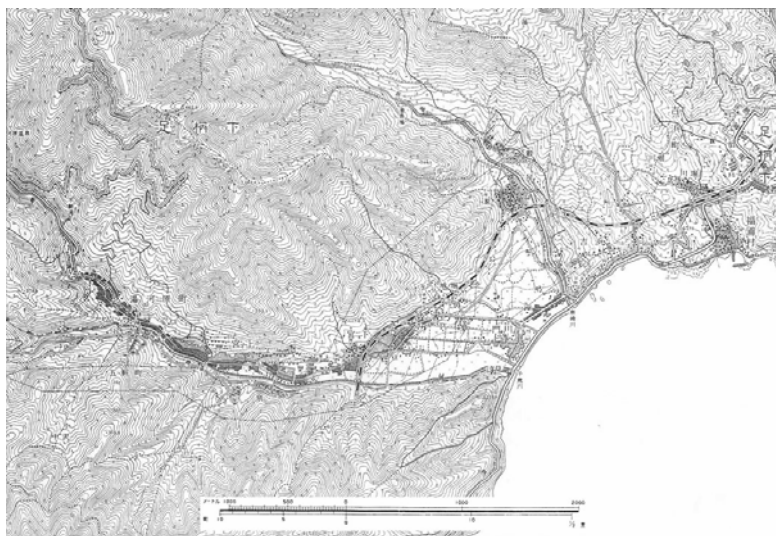
ア 大正 8 年発行の地形図

町の中心となる湯河原は、現在の温泉場でした。千年川（千歳川）に沿って宮上、宮下、現在の湯河原駅周辺を城堀、海辺の門川、新崎川を遡った鍛冶屋などの集落があり、東に吉浜村や福浦村がありました。小田原から熱海へ、海岸部を通る熱海街道（国道 135 号）と門川でこれと分かれ湯河原町（現温泉場）へと向かう道路が地域を繋げていました。この熱海街道に沿って、軽便鉄道が小田原と熱海を結び、門川に駐車場がありました。それぞれの集落には、神社仏閣が集落を見渡すような高台に位置しています。



イ 昭和 34 年発行の地形図

高度成長期の湯河原です。東海道本線が開通して大正 13 年に湯河原駅が誕生してから、駅から宮下、そして宮上、湯河原町（現温泉場）へと道路に沿って細長く市街地が連なっています。また、駅と門川、鍛冶屋などの地域内の集落を結ぶ道路が整えられ、吉浜から門川の海岸線に沿った道路が、学校とともに新たに作られています。門川と駅の間は、耕地整理などを基準とした道路が基盤の目に配されています。



ウ 平成 14 年発行の地形図

ほぼ現在の地図で見る町の姿です。主に湯河原にあった平地部（水田や畑）は市街地として埋め尽くされています。駅下と中央地区で土地区画整理事業が施行され、門川は海岸部の埋め立てにより海岸拠点地区が出現しています。新たに真鶴道路新道や湯河原新道（オレンジライン）などの道路も整備され、生活に関連した公共施設なども整備されています。



④ 法規制等

本町の景観づくりにかかわる法規制と条例等を整理します。

ア 関連法（都市計画法・建築基準法・自然公園法等）

・ 都市計画

本町は、全域が都市計画区域に指定されています。市街化区域・市街化調整区域の区域区分を定めていない「非線引き都市計画区域」です。ただし、その中で海岸部から中心市街地、温泉場地区まで用途地域が定められています。加工業などが立地する真鶴トンネル周辺が準工業地域に指定されている以外は、門川から駅下、宮下、宮上、温泉場と東西に細長く商業系の用途が指定されています（商業地域 400/80 近隣商業地域 200/80 容積率/建ぺい率）。湯河原小学校から JR 東海道本線の北側の城堀、中央、鍛冶屋、吉浜、福浦と東に細長く住居系用途が定められています（第一種住居地域 200/60 第二種住居及び準住居地域=沿道系 200/60 第二種中高層住居専用地域 200/60 容積率/建ぺい率）。

・ 建築基準法（非線引き都市計画区域内の建築形態制限）

「建築基準法による用途地域の指定のない区域における新たな建築形態制限指定の概要平成 16 年 4 月 1 日施行」の中で神奈川県は、非線引き都市計画区域である本町を「土地利用計画などを作成し、地域の特性を踏まえた秩序ある土地利用を図るとともに、貴重な自然環境の保全・整備を図るため、市街化調整区域に準じた規制・誘導も必要である区域」としています。

・ 風致地区（都市計画法第 9 条第 21 項）

本町は、市街地と縁辺の一部を除いた町全域に、第 1 種から第 4 種までの風致地区が指定されています。風致地区は、「都市の中の風致を維持するため、樹林地や丘陵地、水辺地などの良好な自然環境を保持している区域や史跡、神社仏閣などがある区域、良好な住環境を維持している区域などを対象に、都市計画によって定められた地区」とされています。また、風致地区内では、「建築物や工作物の新築、宅地造成などの風致の維持に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、都市の風致を維持し、また、自然と調和した緑豊かなまちづくりを進めるため、条例により知事の許可を受ける必要があります。

（風致地区のしおり 神奈川県）」と行為の制限が定められています。

▼ 風致地区内で許可が必要な行為

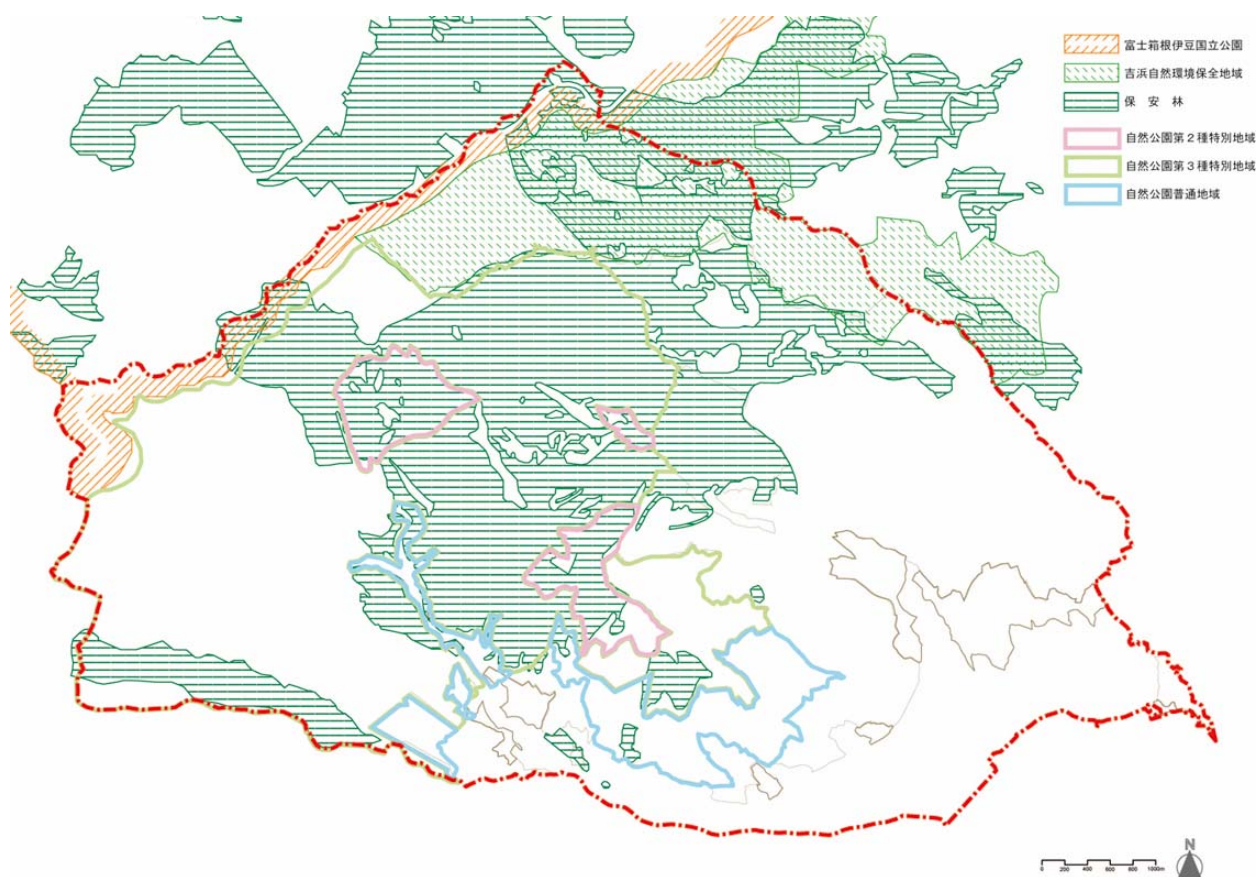
- | | |
|---------------------------|----------------|
| ・ 建築物の新築、増築、改築又は移転 | ・ 水面の埋立て又は干拓 |
| ・ 工作物の新築、増築、改築又は移転 | ・ 木竹の伐採 |
| ・ 建築物、工作物の色彩の変更 | ・ 土石類の採取 |
| ・ 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 | ・ 屋外における物件のたい積 |

・ 自然公園法

本町の北側に、富士箱根伊豆国立公園が、箱根町との行政界に沿って細長く指定されています。また、城堀地区の西側の市街地縁辺部には自然公園の普通地域が奥湯河原まで、その北側の山間地全域では自然公園第3種特別地域が指定されています。その山間地のいくつかの部分的な地区において、自然公園第2種特別地域が指定されています。

▼ 自然公園の種別と内容

種 別	内 容
特別保護地区	特定の自然景観が原生状態を保持しており、特別地域の中で特に嚴重に景観の維持を図る必要のある地区
第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域の中では風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域
第2種特別地域	特に農林漁業活動について努めて調整を図ることが必要な地域
第3種特別地域	特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ない地域
普通地域	特別地域以外の地域で自然景観が特別地域と一体をなす地域あるいは公園の利用上の必要性から公園区域とされている地域



イ その他（湯河原町豊かな景観を育む基本条例や開発指導要綱等）

本町では、豊かな景観を育む基本条例と開発指導要綱を制定し、独自に町の個性的で良好な景観の形成や良好な市街地形成のための開発指導などを行ってきました。

・ 湯河原町豊かな景観を育む基本条例 平成 13 年 3 月 21 日施行

目的	わたしたちのまち湯河原は、三方を箱根伊豆の山々の美しい稜線に包まれ、相模灘に向かって流れる新崎川と千歳川、そして、万葉の頃から世に知られた温泉など、先人たちがたゆめ努力を注ぎ築いてきた豊かな自然環境と歴史的・文化的財産を享受してきた。 この湯河原をさらに美しく、快適なまちとして育むため、わたしたちは互いに協力し合い、豊かな景観を次代に引き継いでいくことを決意し、この条例を定める。
町及び町民・事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> 町は豊かな景観を育むため町民の意見、要望を反映した、総合的な計画を策定・実施、知識の普及、啓発への必要な措置を講ずること。 町民及び事業者は、主体的かつ積極的に豊かな景観を育むよう努める、町が実施する施策への協力、湯河原にふさわしい周辺の環境と調和した建築物の色彩などへの配慮など。
景観まちづくり推進地区	<ul style="list-style-type: none"> 重点的に豊かな景観を育む必要があると認められる地区を指定、区域の公表 住民など関係者の意見を聴き、審議会の意見を聴いて、推進地区基準を定める。 地区基準として定められる事項 建築物又は工作物の規模、位置、形態、意匠及び色彩 広告物又は広告物を掲出する物件の規模、位置、数量、形態、色彩及び表示方法、土地の形態、樹木の伐採及び植栽、町長が必要と認める事項 行為の届出、助言・指導など。

・ 湯河原町開発指導要綱 平成 3 年 2 月 1 日施行

目的	この要綱は、湯河原町町民憲章の健康をよこぎ、思いやりに満ちた明るく住みよいまちづくりをするため、歴史的風土と自然環境及び生活環境の形成に影響を及ぼす開発行為を、関連する許認可などの手続に先だて、一定の基準を設けて指導するとともに、開発行為者に公共公益施設整備の協力を要請することによって、機能的な都市活動と良好な都市環境の形成を図り、もって住民福祉の増進と住民生活の向上に寄与することを目的とする。
一般基準	<ul style="list-style-type: none"> 行政計画への適合：公共公益施設計画、地域地区の指定、特定地域土地利用計画 自然環境の保全：最小限の地形変更、環境の保全、緑地の確保と修景 宅地開発事業の宅地規模：商業系 100 m²以上、住居・準工業 120 m²以上、無指定 150 m²以上 建築物の高さ：商業地域 24m 以下、商業地域以外 15m 以下 景観形成への配慮：湯河原町豊かな景観を育む基本条例の尊重、地域特性を活かした景観の保全と創造を図り、景観形成に対する配慮と協議に対する協力などに努める、建築物の色彩や形態、配置など地域景観との調和に努める。 景観形成に関する設計上の配慮 周辺のまち並みや景観との調和を図るよう、景観のまとまりを壊さない、良好な眺望を遮らないような建物配置 敷地の許す範囲での建築物の道路や境界からの後退 周辺地形と調和し、地形の変更が少ない造成 高さや規模を抑えた擁壁や法面 周辺景観と調和し、まとまりのある建築物の意匠 けばけばしさを感じさせる色彩は避け、周辺から浮き上がらない、周辺景観と調和した建築物の色彩など。 景観形成への指針：別途指導基準の制定、「湯河原町景観まちづくりガイドブック」への適合

・ 湯河原町景観まちづくりガイドブック 平成 12 年 3 月

目的	湯河原町景観まちづくりガイドブックは、湯河原の豊かな景観を守り、より向上していくために、建築や開発及び建築物の改修を行う場合、さらに景観上のちょっとした工夫など、住民・事業者の皆さんに配慮して頂きたいことをまとめたものです。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 景観まちづくりの配慮事項として、「色彩景観配慮事項」と「一般的配慮事項」を設け指導している。 色彩配慮事項：建物の屋根・外壁や設備また広告などの色彩について、配慮事項を「建築物の屋根・外壁のデザイン・色彩の配慮」、「屋外広告物の色彩に関する配慮」、「屋外設備のデザインに関する配慮」の 3 項目にまとめています。また、地域の特性ごとに見た色彩景観の配慮事項をまとめています。 一般的配慮事項：地域のまちづくりや周辺環境との調和の視点から、「建築物の形態や配置に関する項目」として 5 項目、「建築に付随する項目」として 6 項目をまとめています。

⑤ 景観にかかわる社会動向

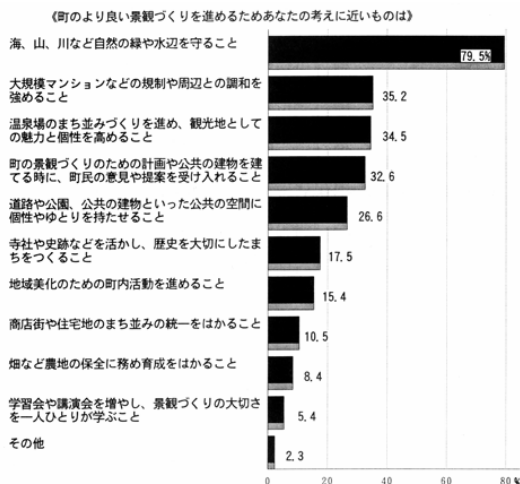
景観にかかわる社会動向として、暮らす人、訪れる人の視点に立って、必要性・需要（ニーズ）を把握しました。

ア 暮らす人の景観に対する意識

本町では、「湯河原町の景観に対する意識調査 平成9年1・2月」を行っており、ここでは「良い景観づくりを進めるために」の調査結果を整理しました。

〈良い景観づくりのために〉

より良い景観をつくるためには、「海、山、川など自然の緑や水辺を守ること（79.5%）」という回答が圧倒的に多く、次いで「大規模マンションなどの規制や周辺との調和強めること（35.2%）」、「温泉場のまち並みづくりを進め、観光地としての魅力と個性を高めること（34.5%）」などとなっています。



イ 観光振興などに関する一般的な意識

関連する調査（「株式会社三菱総合研究所とNTTレゾナント株式会社が共同運営するgooリサーチによる調査」）から、最近の一般的な観光に関する意識を把握しました。

▼ 居住者のニーズ

居住市町村が取り組むべき観光振興の方向

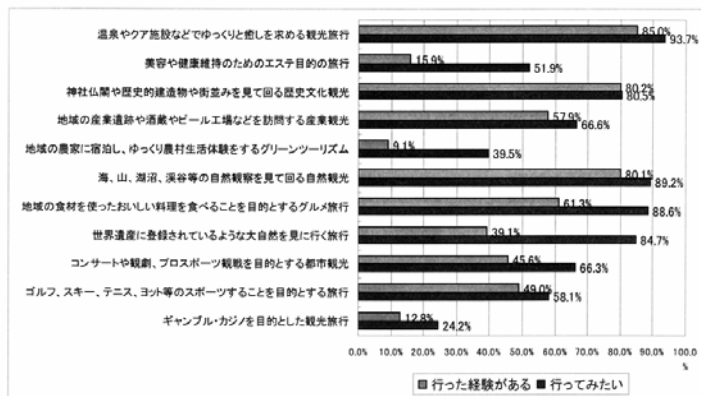
- ・ 神社仏閣や歴史的建造物や街並みを見て回る歴史文化観光（25.7%）
- ・ 温泉やクア施設などでゆっくりと癒しを求める観光旅行（17.5%）
- ・ 地域の食材を使ったおいしい料理を食べることを目的とするグルメ旅行（12.7%）

▼ 来街者のニーズ

行ってみたい観光旅行

- ・ 温泉やクア施設などでゆっくりと癒しを求める観光旅行（93.7%）
- ・ 海、山、湖沼、渓谷などの自然環境を見て回る自然観光（89.2%）
- ・ 地域の食材を使ったおいしい料理を食べることを目的としたグルメ旅行（88.6%）

行ったことのある観光旅行と、行ってみたい観光旅行(n=12,819)



〔調査概要〕

調査対象：「gooリサーチ」登録モニター及びgooユーザー
 調査方法：公開インターネットアンケート
 調査期間：平成17年9月2日～12日
 有効回答：12,819人

⑥ 上位計画等

本計画の上位計画としては、町の将来の方向を定めた総合計画「ゆがわら 2001 プラン 後期基本計画 平成 18 年 3 月」、「湯河原町都市マスタープラン 平成 11 年 3 月」などがあります。

これらの上位計画を受けて、平成 11 年 3 月に「湯河原町都市景観形成基本計画」をとりまとめています。本計画も、これらの上位計画を受けて、この「湯河原町都市景観形成基本計画」を基本として、「景観法」に基づく計画を策定します。

次に本計画にかかわる各計画の将来像及び施策などを整理しました。

▼ 上位関連計画の整理

- ・ ゆがわら 2001 プラン 平成 18 年 3 月 総合計画後期基本計画

町の将来像 (平成 22 年)	「四季彩のまち・さがみの小京都 湯河原」
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・町全体の魅力を高め、産業の活性化を図る。 ・自然環境を保全し、安全で快適な生活環境を実現する。 ・少子高齢化に対応した、安心できる保健・福祉の仕組みをつくる。 ・国際化・情報化に対応した人材を育成し、共生の地域社会をつくる。 ・地方分権に対応した行政組織を変革し、住民自治を充実する。
本計画にかかわる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・町全体の魅力の向上 ・観光サービス業の活性化 ・商工業の振興 ・自然環境と調和した土地利用 ・景観が美しく交通などの便利な町 ・清潔で環境にやさしい町

- ・ 湯河原町都市マスタープラン 平成 11 年 3 月

将来都市像 (平成 27 年)	『21 世紀文化のサロン』
都市づくりの方向	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な生活文化都市〈町民活動のビジョン〉 ・豊かな心を育むレクリエーション文化都市〈余暇活動のビジョン〉 ・活力あるサービス産業文化都市〈産業活動のビジョン〉 ・心のふれあいを大切にした交流文化都市〈交流活動のビジョン〉 ・個性的で魅力ある空間文化都市〈都市空間形成のビジョン〉
将来都市構造	<p>中枢的な都市機能が集積立地する拠点と軸の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域商業拠点(国道 135 号沿道) 広域高機能を活かした商業・アミューズメント機能が集積する産業拠点の形成 ・都市中心拠点(湯河原駅周辺) 生活サービス・商業業務・観光等の複合的な中枢機能が集積する町の中心拠点 ・観光拠点(温泉場・奥湯河原・町道レゾナンス沿道) 観光を先導する保養・宿泊機能、観光商業、サービス機能の集積する産業拠点 ・海洋交流拠点(福浦漁港周辺) 漁港、海洋レクリエーション基地として“海と都市”の交流を促進する産業拠点の形成 ・都市活動軸(国道 135 号沿道・県道 75 号沿道・幕山公園通り線沿道) 生活支援型商業・サービス、観光支援機能の集積する産業軸の形成

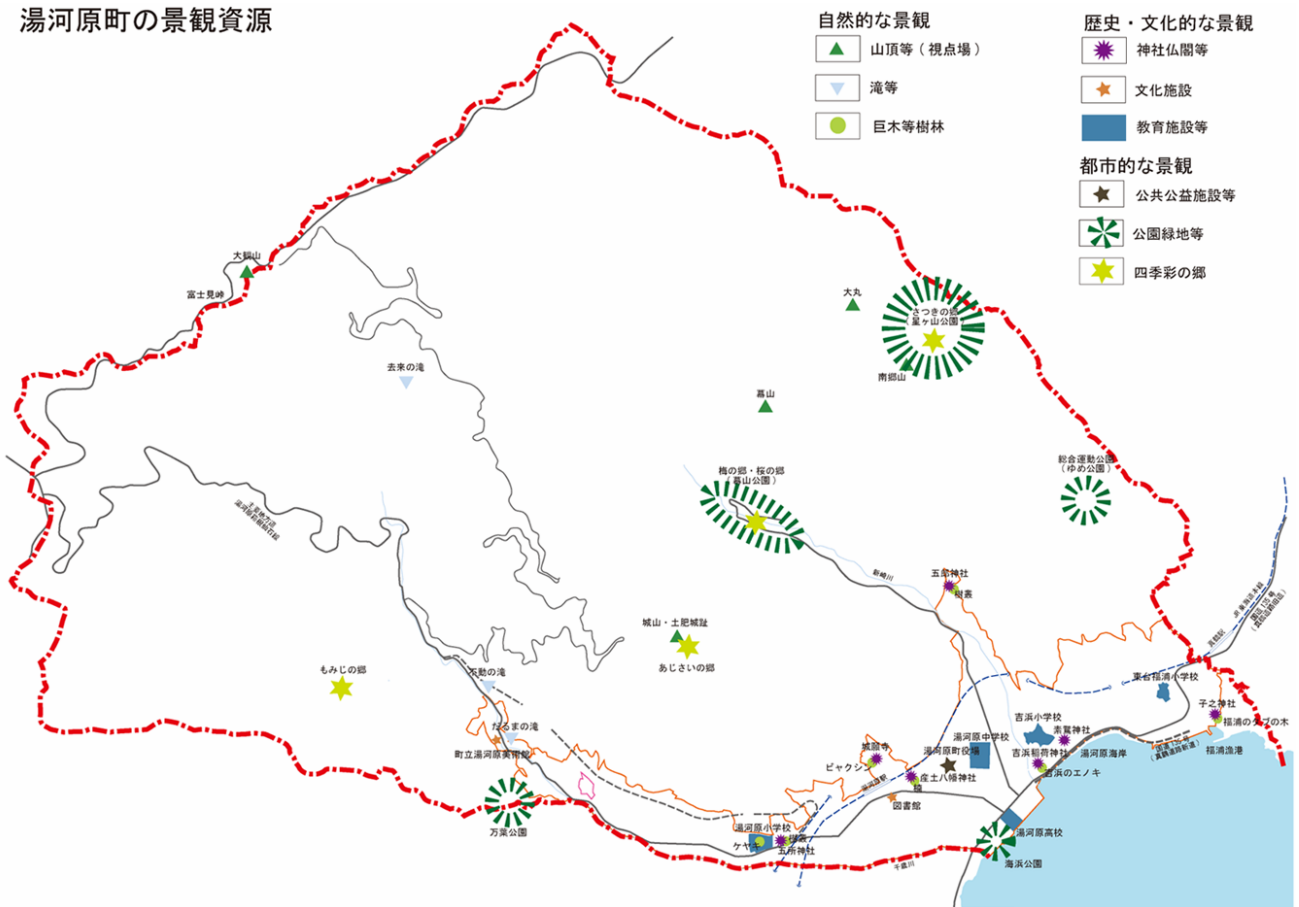
- ・ 湯河原町都市景観形成基本計画 平成 11 年 3 月

基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 湯河原は、生活と観光が溶け合った清潔で活力のある町 2 湯河原は、自然環境にマッチした落ち着いたまち並みの町 3 湯河原は、誰にでもやさしい町 4 湯河原は、歴史や文学の遺産に身近に触れることのできる町
------	--

⑦ 湯河原の景観資源

本町の景観的な資源としては、自然的な景観、歴史・文化的な景観、都市的な景観などが考えられます。自然的な景観としては、視覚的な目印（ランドマーク）や視点場となる山頂、海辺から市街地を経て奥深く分け入る山並みと稜線、新崎川や千歳川などの河川及び湯河原海岸、巨木・樹叢などがあります。歴史・文化的な景観としては、文化財を含めた神社仏閣、美術館などの文化的な施設、都市的な景観としては主要な都市公園や公共施設などが挙げられます。

湯河原町の景観資源



(2) 課題のとりまとめ

現況の把握から、景観形成に向けた課題を整理します。

○ 景観の現状と課題

検討項目	現 状	課 題
① 湯河原町の景観特性	市街地の奥に幾重にも重なる山並みなどの自然景観が広がり、この山間地から潤いのある水辺である千歳川や新崎川が市街地を経て、相模灘(湯河原海岸)へと流れている。市街地は、海岸に接する駅下から、河川に沿って、山並みの斜面緑地に挟まれるようにして温泉場や鍛冶屋方向に広がっている。また、城山などの山の頂上や市街地の縁辺に位置する神社仏閣などが暮らしに身近な視点場となっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・「海・山・川」など豊かな自然景観を守り・育て・活用すること ・市街地を縁取る斜面緑地の保全 ・地形などの自然環境や市街地形成などによる地域特性を活かした景観づくり ・軸となる河川・海岸、道路・鉄道などの景観づくり ・暮らしに身近な視点場の活用
② 湯河原の原風景	原風景のイメージをたどると、海辺や平地、山間に切り開かれた集落が、自然環境と調和した佇まいを見せている。また、海風をよける防風林など、自然から暮らしを守る工夫も見受けられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・自然と暮らしが調和した景観の再生(自然に包まれ、自然に開いた、自然を取り込んだ景観) ・ヒューマンスケール(人間的な尺度)のまち並みと形態・素材・色彩の統一など
③ 地域構造の変遷	旧来は、町の中心は現温泉場=旧湯河原にあり、現湯河原駅の辺りは、城願寺周辺の小規模な集落でしかなかった。現在の市街地は、ほとんどが整備されていない水田や畑地であった。東海道本線が開通、湯河原駅ができ(大正13年)、駅周辺から宮下方向に市街化が進んでいるが、昭和30年代の高度成長期ぐらいまで、この構造は変わっていない。昭和45年に駅下の土地区画整理事業が完了し、市街化が促進されたものと思われる。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域構造の変遷を踏まえた景観づくり(旧集落 湯河原、宮上、宮下、城堀、鍛冶屋 吉浜、福浦) ・古くからの景観構造を活かし、取り込む(集落と高台の神社仏閣、街道型の集落構成、漁村) ・城山、湯河原(温泉場)、鍛冶屋方向から、海辺へなだらかに下る地域の構造を景観に活かす
④ 法規制等	本町では、風致地区などの既存の法制度の積極的な指定、独自の「湯河原町豊かな景観を育む基本条例」の制定とこれに基づく「湯河原町景観まちづくりガイドブック」、「開発指導要綱」の活用により、良好な景観形成を行ってきた。	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の景観形成に対応した制度の見直し ・より実効性の高い景観形成に向けた、法的な根拠のある制度の導入(景観法) ・景観づくりの規制・誘導などの体制の再構築
⑤ 景観にかかわる社会動向	町の景観に関する意識調査や一般的な観光に関する意識調査から、町の“自然景観(海・山・川)”や“眺望景観”を良い景観として、これを守ることが景観づくりには必要と感じている。観光のニーズとしては、歴史・文化、温泉・クア、グルメなどへの興味が高い。	<ul style="list-style-type: none"> ・海・山・川などの自然景観の保全 ・歴史・文化、建造物とまち並みなどの観光、温泉・クアなどの癒し、グルメ旅行などのニーズへの対応
⑥ 上位計画等	上位計画として、「ゆがわら 2001 プラン(総合計画)」、「湯河原町都市マスタープラン」があり、関連する計画としては「湯河原町都市景観形成基本計画」が策定されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・上位計画のまちづくりの将来像との整合 ・「四季彩のまち・さがみの小京都」「21世紀文化のサロン」(総合計画)など景観関連施策との整合 ・都市景観形成基本計画の方向性を受けた景観形成の検討
⑦ 湯河原の景観資源	本町は、自然的な景観(海・山・川、樹木など)、歴史・文化(神社・仏閣、文化財、文化・芸術施設など)、都市的な景観(公共公益・教育施設、公園緑地など)などが重なり合い、特色ある景観を形作っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・自然的な景観を守り、育み、調和した活用 ・歴史・文化的な景観の継承と再活性化 ・都市的な景観の活用、良好な形成